

第 4 章

地震・津波災害復旧復興計画

第1節 災害復旧・復興体制の確立及び事業の実施

災害発生後においては、応急対策と並行してできるだけ早い段階から復旧対策にとりかかることが求められる。復旧対策は、被災者の生活再建、都市インフラの再建、産業の再建等が大きな柱となる。

また、大規模な地震災害が発生した場合においては、市民生活や産業、都市インフラを震災前の状態に復旧するだけでなく、被災を契機としてより良いもの、松江らしいものに改変することが求められるので、関係機関と調整しながら復興計画を速やかに作成し、事業を推進する。

1 災害復旧・復興体制の確立.....【災害対策本部】

計画目標	災害発生から1週間以内に復旧・復興方針を決定し、体制を確立
------	-------------------------------

(1) 災害復旧・復興方針の決定

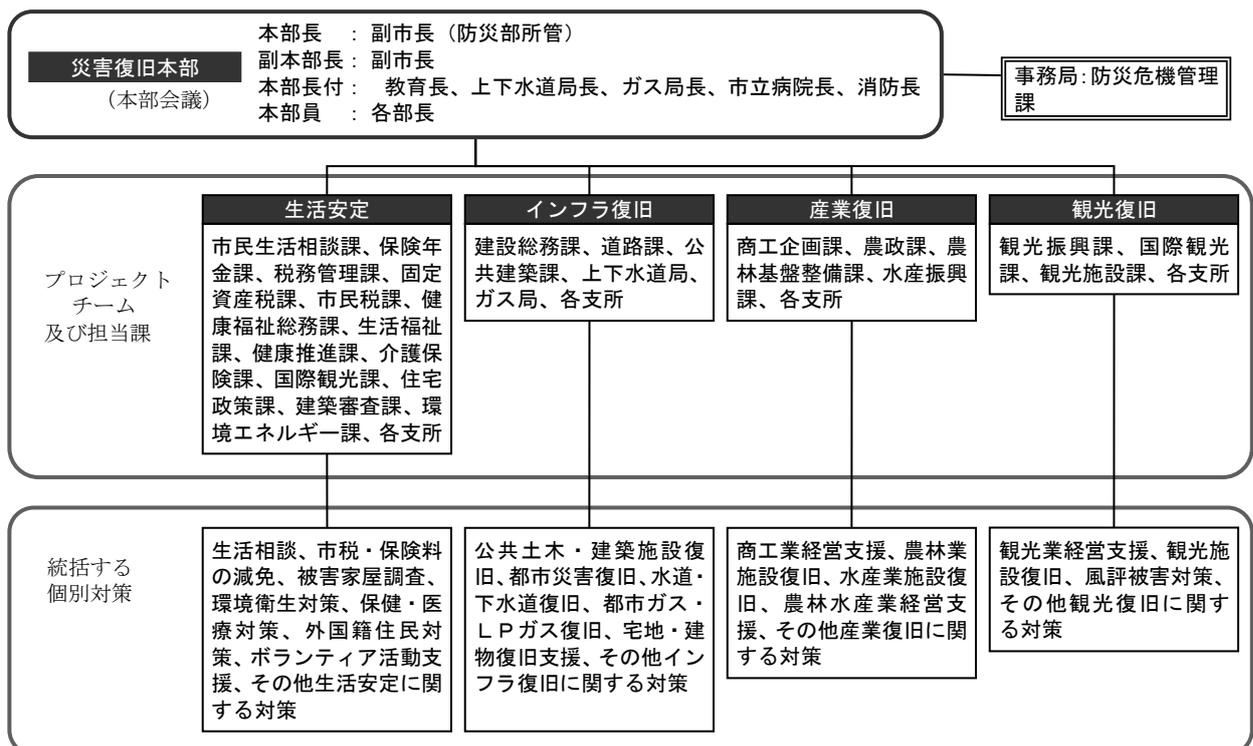
応急対策がある程度完了し、災害対応が終息に向かった段階（概ね発災後1週間を目安とする）において、災害復旧・復興方針及び体制等を決定する。方針の決定に当たっては次の点に留意する。

- 1 発災前の状態に復旧するだけで十分か、被害の原因を究明し抜本的な対策を実施すべきかについての方向性
- 2 復旧・復興に関する被災地住民からの意見聴取と、方針の住民説明並びに合意形成
- 3 関係各課の連携による全庁横断的な対策を実施するための体制構築
- 4 松江市総合計画等の上位・関連計画に定める重点項目等との整合性

(2) 災害復旧本部の設置

災害の規模により総合的な復旧対策が必要と認められる場合、災害対策本部は復旧・復興方針の決定後の早い段階において「災害復旧本部」を設置し、復旧対策を推進する。

災害復旧本部の体制は概ね次のとおりとするが、状況に応じ適切な体制をとる。



なお、被害が激甚である場合は、災害復旧本部に代わり、市長を本部長とする「災害復興本部」を設置する。この場合における体制等は本節「4 大規模地震災害時における復旧・復興」による。

2 災害復旧事業計画の作成.....【関係各課】

関係各課は、所管する施設の被害状況を早急に把握し、必要となる復旧工事の作業量・作業費を見積り、法律に基づき次のとおり災害復旧事業計画を作成する。

事業計画	内容	根拠法令等	担当
公共土木施設 災害復旧事業計画	河川、海岸、道路、港湾	公共土木施設災害復 旧事業費国庫負担法	建設総務課 道路課 河川課 水産振興課
農林水産業施設 災害復旧事業計画	農道、林道、農地、農業用施設、林 業用施設、漁港、漁業用施設、共同 利用施設	農林水産業施設災害 復旧事業費国庫補助 の暫定措置に関する 法律	農林基盤整備課 水産振興課
都 市 災害復旧事業計画	街路、公園等	都市災害復旧事業国 庫補助に関する基本 方針	都市政策課 公園緑地課
上 水 道 災害復旧事業計画	上水道施設（簡易水道を含む）	水道法	上下水道局
下 水 道 災害復旧事業計画	下水道施設	下水道法 浄化槽法	上下水道局
社会福祉施設 災害復旧事業計画	生活保護施設、児童福祉施設、老人 福祉施設、身体障害者更正援護施 設等	生活保護法、児童福祉 法、老人福祉法、身体 障害者福祉法等	こども政策課 保育所幼稚園課 子育て給付課 健康福祉総務課 障がい者福祉課 生活福祉課
公立学校施設 災害復旧事業計画	公立学校施設	公立学校施設災害復 旧費国庫負担法	教育委員会
公 営 住 宅 災害復旧事業計画	公営住宅	公営住宅法等	住宅政策課
公立医療施設 災害復旧事業計画	市立病院	医療法、感染症予防法 等	市立病院
そ の 他	環境衛生施設、空港災害、鉄道災害 等	各法令等	関係各課

3 災害復旧事業の実施.....【関係各課】

(1) 基本方針

- 被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともに、物資、資材の調達、必要な職員の配備・応援等について関係機関と協力し、迅速かつ円滑に事業を行う。
- 被災地の住民の意向を尊重しつつ、協働して計画的に復旧を行う。この際、男女共同参画の視点から女性の参画を推進するとともに、高齢者、障がい者等の要配慮者の参画を促進する。
- 地震災害に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所等については、現状復旧を基本にしつつも、再発防止等の観点から可能な限り改良復旧を行う。
- ライフライン施設の管理者及び交通機関等は、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。
- 被災状況を的確に把握するよう十分な連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

(2) 国又は県による事業費の一部負担又は補助

災害復旧事業費について、国又は県による財政援助が行われる場合は、その援助を受けて災害復旧事業を行う。

(3) 激甚災害に関する財政援助措置

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（激甚法）」に基づく激甚災害の指定を受けた場合においては、同法による国の援助、助成等を受けて災害復旧事業を行う。この場合において財政援助等の対象となる事業については、本章第3節「激甚災害の指定」を参照のこと。

4 大規模地震災害時における復旧・復興.....【関係各課】

計画目標	災害発生から6ヶ月以内を目途に災害復興基本計画を策定
------	----------------------------

(1) 災害復興本部の設置

大規模地震災害時においては、都市構造や産業基盤の改変を伴う高度かつ複雑な復興事業を速やかに実施する必要があるため、概ね発災後1週間を目安に市長を本部長とする「災害復興本部」を設置し、災害復興計画の策定、災害復興事業実施に関する総合調整等を行う。

なお、災害復興本部が設置された場合、災害対策本部は災害復興本部と連携し、救援物資の配布、生活安定対策等の応急・復旧対策に継続して取り組むものとする。

また、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

(2) 災害復興体制の整備

- 必要に応じ、災害復興計画の策定を含む復興対策全般の総合調整を行う担当部署を設置する。
- 既成市街地が大きな被害を受け、広範囲にわたって面的整備を要する場合には、災害復興本部内に有識者や各種団体等からなる専門委員会を設置し、具体的な計画案の検討を行う。
- 国、県等に対し専門職員の派遣要請等を行い、策定体制の強化を図る。
- 他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

(3) 災害復興の推進

概ね次に示す流れに従って、災害復興を推進する。

第1期 (災害発生後 1週間以内)	災害復興体制の確立	1 基本方針の策定組織の設置と検討着手 2 基本計画を策定する復興計画審議会の設置準備 3 庁内の復興検討組織の設置と検討開始 4 議会との連携 5 復興推進区域、重点復興地域指定の検討 6 建築基準法に基づく建築制限の検討
第2期 (1週間～1ヶ月)	災害復興基本方針の策定	1 災害復興基本方針の策定、周知及び意見聴取 2 災害復興基本計画の策定着手 3 復興推進区域、重点復興地域指定の都市計画決定の調整 4 建築基準法に基づく建築制限の実施 5 条例制定に関する検討開始
第3期 (1ヶ月～6ヶ月)	災害復興基本計画の策定	1 災害復興基本計画の策定、公表及び周知 2 地区別整備計画の策定、公表及び周知
第4期 (6ヶ月以降)	災害復興事業計画等の策定	1 災害復旧事業計画の決定（地区別細部計画の策定含む） 2 住民・事業所等の合意形成
第5期	各事業の推進	

第2節 生活再建等支援対策の実施

震災時に多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的な困難や破綻、肉体的・精神的傷病等が生じることを踏まえ、一日でも速く震災前の状況に戻れるよう迅速で円滑な震災復旧を図るため、防災関係機関等と協力し、被災者の生活再建のための支援対策を講ずる。

1 被災者の各種相談.....【固定資産税課、税務管理課、市民税課、国際観光課、市民生活相談課、人権男女共同参画課、健康福祉総務課、こども政策課、保育所幼稚園課、子育て給付課、健康推進課、こども家庭支援課、学校教育課、リサイクル都市推進課、各支所】

計画目標	災害発生から48時間以内に相談窓口を開設
------	----------------------

発災後速やかに、市役所本庁舎及び各支所並びに避難所等において、被災者のための相談窓口を開設し、必要に応じて他の関係機関と連携の上、次に示す事項を主とした相談業務を実施する。

なお、相談業務の内容、開設場所及び相談時間などは、避難所での広報、避難所以外で避難している被災者のために報道機関に協力を依頼するなど確実にいき、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

相談の内容	1 罹災証明書の交付に関する事項（被害調査の実施、証明書申請受付・交付等） 2 環境衛生に関する事項（ごみ処理、家屋等の消毒、汲み取りの実施等） 3 住宅に関する事項（片付けを行うボランティアの派遣、補修・解体、建て替え等） 4 生活安定に関する事項（税・保険料の徴収猶予・減免、制度融資・給付等） 5 健康相談、要配慮者及び女性・児童等への支援 6 外国人への情報提供 7 職業のあっせん 等
-------	---

→ 資料編 [資料4-(2)-48] 災害時における行政書士相談業務に関する協定書（島根県行政書士会）

2 罹災証明書の交付.....【固定資産税課、消防本部】

計画目標	災害発生から1週間以内に被害家屋調査を開始 災害発生から1ヶ月以内に罹災証明書の交付を開始
------	--

(1) 罹災証明書の目的

罹災証明書は、地方自治法第2条に定める自治事務として、市が被災状況の現地調査等を行い、確認した事実に基づき交付する証明書であり、各種の被災者支援制度（災害救助法や被災者生活再建支援法による各種施策、市税・保険料の減免等）の適用を受けるに当たって必要とされる家屋の被害程度について証明するものである。

(2) 罹災証明書交付対象等

災害対策基本法第2条第1号に規定する災害により被災した家屋について、次のとおり証明書の交付を行う。

罹災証明書交付対象	被害家屋調査の実施	罹災証明書の交付を行う者
全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、床上浸水、一部破損、床下浸水によるもの	固定資産税課	市長
火災によるもの	消防本部	消防長

(3) 罹災証明書の交付

ア 被害家屋調査の準備

- 被害状況をもとに、建築技術関係職員を中心とした調査員を確保する等、調査体制を整備する。
- 市の職員だけでは人的に対応できない場合は、近隣市町村及び民間団体への協力を要請する。
- 調査担当地区と担当調査員の編成表を作成する。
- 調査票、地図、携帯品等の調査備品を準備する。

イ 被害家屋調査の実施

被害家屋を対象に、2～3人1組で外観目視による調査を基本とするが、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により調査を実施する。

ウ 被災者台帳の作成

固定資産課税台帳をもとに、罹災証明書の交付に必要な被害情報を入力し、被災者台帳を作成する。

エ 罹災証明書の交付

- 市長は、被災者台帳に基づき、申請のあった被災者に対して、罹災証明書を原則として1世帯あたり1枚交付する。ただし、火災による罹災証明書の交付は、消防長が行う。
- 災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、遅滞なく被災者に罹災証明書を交付する。

→ **資料編** [資料 2-27] 罹災証明書様式

オ 再調査の申出と再調査の実施

- 被災者は、被害程度の判定結果に不服がある場合、証明書の交付翌日から1カ月以内の期間であれば再調査を申し出ることができる。
- 申出のあった家屋に対しては迅速に再調査を実施し、必要に応じ罹災証明書の再交付を行う。
- 判定の困難なものについては、必要に応じ設置する判定委員会の意見を踏まえ市長が判定する。

(4) 罹災証明書の交付に関する広報

罹災証明書交付手続を円滑に行うため、相談窓口を設置するとともに、広報紙等により周知を図る。

3 義援金、義援品の受付・配分.....【災害対策本部、健康福祉総務課、出納室】

計 画 目 標	災害発生から72時間以内に義援金、義援品の受付を開始
---------	----------------------------

(1) 義援金の受付・配分

義援金の受付に当たっては、市のほか日本赤十字社、共同募金会及び県等が主な窓口となる。配分に当たっては、義援金配分委員会を設置し、支給対象者の範囲や配分金額等を決定する。その際、基本的な配分方法を決定しておくなどして、できる限り迅速な配分に努める。

ア 義援金の受付

- 金融機関に預金口座を開設し、受付を行う。
- 災害対策本部は、被害の程度に配慮し、積極的な義援金の受付を行うか否かを判断する。
- 受付先の口座番号等を県に報告するとともに、報道機関等を通じて広報する。

イ 義援金配分委員会の設置と交付内容等の検討

- 義援金を募集、配分するための義援金配分委員会を設置する。
- 義援金配分委員会では、被害程度や受付額を考慮し、支給対象者の範囲、配分額を設定する。
- 避難所や被災地に居住する市民に対し、義援金の配分項目、配分要領等について広報する。

ウ 義援金申請書類の受付・交付

- 本庁に窓口を設置し、被災者の提出する申請書類について、義援金配分委員会の定めた交付対

象基準に適合していることを確認し、義援金を交付する。なお、必要に応じて、各支所及び避難所への窓口設置を検討する。受付・交付に当たっては身分証明書の提示を原則とする。

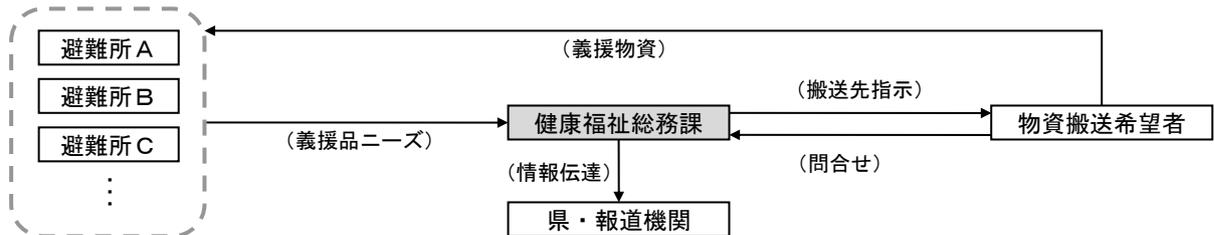
- 必要に応じて、被害状況調査を行う。
- 配分者の情報をデータベース化し、支給者を正確に記録することにより重複支給を避ける。

(2) 義援品の受付・配分

義援品の受付・配分に当たっては、災害対策本部が窓口となり受け入れを行うとともに、避難所、県及び報道機関との連絡を行う。

ア 義援品搬送のための連絡体制

図：義援品搬送のための連絡体制



イ 義援品のニーズの把握と広報活動

- 健康福祉総務課は、被災者からの問合せや避難所等における聞き取り等により、義援品に対するニーズの把握に努め、その結果を災害対策本部に報告する。
- 必要物資の内容（品目及び総量）について、報道機関等に情報伝達する。また、受け入れに当たっての留意点として次の事項を伝達するように依頼する。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 小口義援品よりは、大口の義援品の方が好ましいこと 2 生鮮食品は避けること 3 未使用品に限ること 4 梱包のダンボールに内容品を明記すること |
|--|

ウ 受け入れ窓口及び受け入れ場所の確保

- 災害対策本部は、物資受け入れのための連絡窓口を設置する。連絡窓口では、運び込みを希望する物資、量を確認し、送付先を指示する。
- あらかじめ定めた物資受け入れ場所において、整理を行った上で搬入する。

エ 物資の仕分及び配分

避難所では、ボランティアの協力等により物資の搬入及び仕分を行い、避難者に配分する。

4 融資・貸付その他資金等による支援 …… 【商工企画課、農政課、水産振興課、健康福祉総務課、生活福祉課、子ども政策課、保育所幼稚園課、子育て給付課】

各種法令等に基づき、融資・貸付その他資金等による支援を次のとおり実施する。なお、支援内容の概要については資料編に記載のとおり。

→ 資料編 [資料 2-28] 自然災害等における被災者支援制度一覧

(1) 災害弔慰金、災害障害見舞金

ア 災害弔慰金

災害により死亡した者の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

イ 災害障害見舞金

災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し、災害障害見舞金を支給する。

→ 資料編 [資料 3-12] 松江市災害弔慰金の支給等に関する条例

[資料 3-13]松江市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

(2) 被災者生活再建支援金

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活再建支援金を支給することにより、生活の再建を支援する。

なお、自然災害の規模又は住家の被害程度が、「被災者生活再建支援法」（以下「法」という。）で定める対象に該当しないため、法による支援を受けられない者に対しては、「松江市被災者生活再建支援金支給事業実施要綱」に基づき、市が独自に支給を行うことができる。この場合においては、市の支給する支援金の額に2分の1を乗じて得た額が島根県から島根県被災者生活再建支援補助金として、また10分の4を乗じて得た額が、島根県市町村振興協会から島根県被災者生活再建支援交付金として交付される。

→ **資料編** [資料 3-14]松江市被災者生活再建支援金支給事業実施要綱

(3) 災害援護資金

災害救助法の適用があった場合において、災害により家財等に被害を受けた世帯に対する生活再建資金として、災害援護資金の貸付を行う。

→ **資料編** [資料 3-12]松江市災害弔慰金の支給等に関する条例
[資料 3-13]松江市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

(4) 生活福祉資金

- 被災した低所得世帯、障がい者世帯及び高齢者世帯*に対する生活再建資金として、生活福祉資金貸付制度要綱に基づき、生活福祉資金の貸付を行う。

* 低所得世帯 資金の貸付に併せて必要な援助及び指導を受けることにより独立自活できると認められる世帯であって、必要な資金の融通を他から受けることが困難であると認められる世帯。

障がい者世帯 身体障がい者者手帳、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯。

高齢者世帯 日常生活上療養又は介護を要する高齢者（65才以上）の属する世帯。

（生活保護世帯についても、当該世帯の自立更正を促進する必要があると認められる場合に限り対象となる）

- 貸付けの申込みは、松江市社会福祉協議会又は民生児童委員を經由して島根県社会福祉協議会へ行う。
- 貸付に当たっては、所得制限が設けられている場合がある。
- 他の公的資金の貸付を受けることが可能な世帯は、原則として本制度の対象外である。

(5) 母子父子寡婦福祉資金

被災した母子世帯及び父子世帯並びに寡婦に対する生活再建資金として、母子父子寡婦福祉資金の貸付を行う。なお、次に示す住宅資金のほか、転宅資金等の貸付制度もある。

(6) 住宅金融支援機構資金（災害復興住宅融資）

住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の対象となる災害の場合、県と協力の上借入手続の指導、融資希望者の家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施するとともに、当該融資が円滑に実施される、制度の内容について周知を図る。

(7) 中小企業への融資

県が実施する以下の措置について、県の担当部局と調整の上、対象者に対する指導・あっせんを行う。

ア 県中小企業制度融資及び高度化資金貸付制度による緊急融資等及び貸付を行う。

イ 日本政策金融公庫及び株式会社商工組合中央金庫の災害復旧貸付等の適用について、関係機関に

要請する。

- ウ 激甚災害の場合は、小規模企業者等設備導入資金借主及び設備借主に対し償還期間の延長を行う。
- エ 高度化資金借主に対し貸付金の償還期間の延長を行い、必要な場合は償還免除を行う。
- オ 金融機関及び信用保証協会に対し、貸付手続の迅速化、条件の緩和等への配慮を要請する。

(8) 農林水産業関係者への融資

天災融資法、株式会社日本政策金融公庫法等に基づき、県が実施する被災農林水産業者・団体に対する以下の措置について、県の担当部局と調整の上、対象者に対する指導・あっせんを行う。

- ア 天災融資法第2条第1項の規定に基づき融資を行う金融機関に対し、利子補給を行う。
- イ 株式会社日本政策金融公庫法に基づき融資を行う株式会社日本政策金融公庫（農林水産事業）に対し、貸付け条件の緩和等を要請する。
- ウ 島根県農業近代化資金県単独特別利子補給要項に基づき、災害資金を融資する融資機関に対し、利子補給を行う。
- エ 農業保険法等に基づく農業共済組合の災害補償業務の迅速、適正化を図り、必要な場合は早期に共済金の支払ができるよう要請する。
- オ 漁船損害等補償法等に基づく漁船保険組合の災害補償業務の迅速、適正化を図り、必要な場合は早期の保険金の支払ができるよう措置する。

5 郵便・電話等の支援措置.....【日本郵便株式会社、西日本電信電話（株）島根支店】

郵便・電話等の事業者においては、次の支援措置を実施する。

郵便関係	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本郵便株式会社が公示した場合は、当該災害地の被災者の救助を行う日本赤十字社、共同募金会及び地方公共団体等に於てた救助用物資を内容とする小包郵便物及び現金書留の料金を免除する。 ● 災害救助法適用時に、被災世帯あたり通常郵便はがき 5 枚以内及び郵便書簡 1 枚を交付する。
為替貯金関係	<ul style="list-style-type: none"> ● 取扱い局、取扱い機関及び取扱い事務の範囲を指示して、払戻し等の為替貯金業務の特別の取扱いを行う。 ● 災害救助法の適用時においては、郵便局長限りで取扱いができる。
簡易保険関係	取扱い局を指定して、保険証書等提出書類の全部又は一部が提出できない場合でも、保険金、貸付金等の支払及び保険料の払込みの猶予を行う。
災害寄付金の料金免除の取扱い	地方公共団体、中央共同募金会等からの申請を待って、被災者救援を目的とする寄付金を郵便振替により省令で定める法人の口座に送金する場合における通常払込み及び通常振替料金の免除の取扱いを実施する。
電報・電話関係	被災地の郵便局において取り扱う被災者の利用する災害関係電報・電話について、西日本電信電話（株）と連絡の上、料金の免除等の措置を実施する。

→ 資料編 [資料 4-(2)-35] 災害時における松江市と松江市内郵便局の協力に関する協定（日本郵便（株））

6 税等の徴収猶予、減免.....【固定資産税課、税務管理課、市民税課、保険年金課】

被災した市民や事業者の自立復興を支援するため、災害の状況に応じ次の対策を行うとともに、広報等による情報提供や情報提供窓口の設置を行う。

市税の徴収猶予及び減免	被災者の納付すべき市税について、法令等の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、税（延滞金等を含む）の徴収猶予及び減免を行う。
国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の徴収猶予及び減免並びに国民年金保険料の免除	被災者の納入すべき保険料について、法令及び条例の規程に基づき、徴収猶予及び減免を行う。また、国民年金保険料について免除申請を受けつける。
国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療被保険者に係る一部負担金の減免	被災者が保険医療機関等で医療を受けた際に支払う一部負担金について、法令等に基づく減免措置を行う。
福祉施設の費用負担の減免	福祉施設の入所等に係る費用負担の徴収に関し、被災者に対し法令等に基づき期限の延長及び減免の措置を行う。

7 雇用機会の確保（職業あっせん等の支援）……………【定住企業立地推進課】

災害により離職を余儀なくされた者の再就職促進、雇用保険の失業給付に関する特例措置及び被災事業主に対する特別措置等の実施について、必要に応じて県及び島根労働局に対し要請を行う。

8 観光産業への支援……………【観光振興課、国際観光課】

観光産業は、本市の経済や市民生活を支える重要な産業であるが、市内の文化財や交通機関等の直接的な被災及び風評被害等により、長期にわたり大きな影響を受けるおそれがある。このため、観光地としての都市イメージの早期回復を目指し、観光協会及び旅館組合等と連携して次のような対策を実施する。

(1) 復旧情報の発信

次に示す観光産業関連の復旧情報について、市のホームページのほか、国内外の旅行代理店、観光関係団体及び報道機関等への情報発信を行う。

観光産業関連の復旧情報	<ul style="list-style-type: none"> 1 宿泊施設、観光施設の営業状況 2 文化財等観光資源の公開状況、復旧状況 3 交通機関の運行状況、復旧状況 4 コンベンション施設等の営業状況、復旧状況等
-------------	---

(2) 観光イベント、キャンペーン等の開催

市の復旧状況を国内外の人々に認識してもらうことを目的として、観光イベントやキャンペーンを実施し、旅行代理店等に対して周知を行う。

第3節 激甚災害の指定

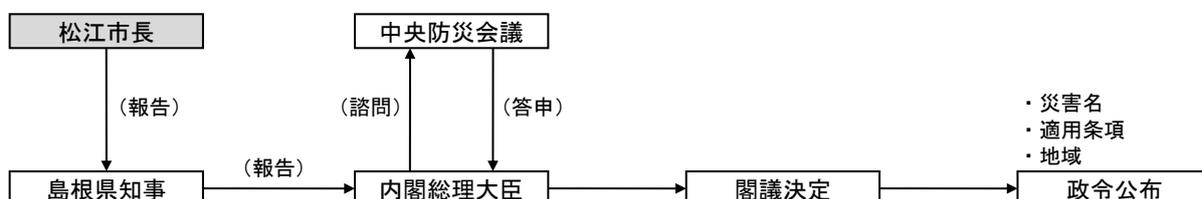
大規模な地震災害が発生した場合に迅速かつ適切な応急復旧を実施するため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）の指定を早期に受けられるよう措置し、復旧事業費負担の適正化と早期復旧に努める。

1 激甚災害指定手続.....【防災危機管理課ほか関係各課】

市長は、大規模な地震災害が発生した場合、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を考慮の上、適用対象事業に関する査定事業費等を知事に報告する。知事は、所定の指定行政機関を通じ、内閣総理大臣にこれを報告する。報告を受けた内閣総理大臣は、中央防災会議の意見を聞き、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。この場合、中央防災会議は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。

指定手続の流れは次のとおり。

図：激甚災害指定手続の流れ



2 激甚法に定める事業.....【防災危機管理課ほか関係各課】

激甚法の適用対象事業及び市・県の関係部局は次のとおり。なお、各事業を所管する部課長は、激甚災害の指定を受けた場合には速やかに関係調書等を作成し、県の関係部局に報告を行う。

適用条項	事業名	市関係部局	県関係部局
第3条	1 公共土木施設災害復旧事業	産業経済部 都市整備部	農林水産部 土木部
	2 公共土木施設災害関連事業	産業経済部 都市整備部	農林水産部 土木部
	3 公立学校施設災害復旧事業	教育委員会	教育庁
	4 公営住宅施設災害復旧事業	都市整備部	土木部
	5 生活保護施設災害復旧事業	健康福祉部	健康福祉部
	6 児童福祉施設災害復旧事業	こども子育て部	
	7 老人福祉施設災害復旧事業	健康福祉部	
	8 身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業	健康福祉部	
	9 障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者福祉サービス（生活介護、自律訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）の事業の用に供する施設の災害復旧事業	健康福祉部	健康福祉部
	10 婦人保護施設災害復旧事業	健康福祉部	
第3条 第19条	11 感染症予防事業	健康福祉部	健康福祉部
	12 感染症指定医療機関災害復旧事業		

適用条項	事業名	市関係部局	県関係部局
第3条 第9条	13 堆積土砂排除事業	産業経済部 都市整備部	農林水産部 土木部
第3条 第10条	14 湛水排除事業	産業経済部 都市整備部	農林水産部 土木部
第5条	15 農地、農業用施設若しくは林道の災害復旧事業又は当該農業用施設若しくは林道の災害復旧事業に係る災害関連事業	産業経済部	農林水産部
第5条 第6条	16 農林水産業共同利用施設災害復旧事業	産業経済部	農林水産部
第7条	17 開拓者等の施設の災害復旧事業	産業経済部	農林水産部 商工労働部
第8条	18 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置		
第11条	19 共同利用小型漁船の建造費の補助		
第11条の2	20 森林災害復旧事業		
第12条	21 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例		
第13条	22 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例		
第14条	23 事業協同組合等の施設の災害復旧事業		
第16条	24 公立社会教育施設災害復旧事業	教育委員会	教育庁
第17条	25 私立学校施設の災害復旧事業	—	総務部
第20条	26 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付の特例	こども子育て部	健康福祉部
第21条	27 水防資材費の補助の特例	都市整備部	土木部
第22条	28 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例		
第24条	29 公共土木施設、農地及び農業用施設等小災害に係る地方債の元利償還金の、交付税の基準財政需用額への算入	財政部 産業経済部 都市整備部 教育委員会	総務部 農林水産部 土木部 教育庁
第25条	30 雇用保険法による求職者給付支給に関する特例	産業経済部	商工労働部

3 激甚災害指定基準

激甚災害及び局地的激甚災害の指定基準は、それぞれ次のとおりである。

なお、局地激甚災害指定基準による公共土木施設等及び農地等に関するものについては、災害査定によって決定した災害復旧事業費を指標としているため、災害の翌年から指定される。

(1) 激甚災害指定基準 (H28. 2. 9 最新改正)

適用条項	適用措置	激甚災害指定基準 (金額は当該年度のもの)
第2章 (第3条) (第4条)	公共土木施設 災害復旧事業 等に関する特 別の財政援助	以下のいずれかに該当する災害。 (A基準) 事業費査定見込額 > 全国都道府県及び市町村の標準税収入 ×0.5% (B基準) 事業費査定見込額 > 全国都道府県及び市町村の標準税収入 ×0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県 が1以上あるもの (1) 都道府県負担事業の事業費査定見込額 > 当該都道府 県の標準税収入×25%

適用条項	適用措置	激甚災害指定基準（金額は当該年度のもの）
		(2) 一の都道府県内の市町村負担事業費査定見込総額 > 当該都道府県内市町村の標準税収入総額×5%
第5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	以下のいずれかに該当する災害。 (A基準) 事業費査定見込額 > 全国農業所得推定額×0.5% (B基準) 事業費査定見込額 > 全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの ① 一の都道府県内の事業費査定見込額 > 当該都道府県の農業所得推定額×4% ② 一の都道府県内の事業費査定見込額 > 10億円
第6条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助特例	次の要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見込額が5,000万円以下と認められる場合は除く。 ① 激甚法第5条の措置が適用される場合 ② 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額×1.5%であることにより激甚法第8条の措置が適用される場合
第8条	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例	以下のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による災害であって、被害の態様から次の基準によりがたい場合には、被害の実情に応じて個別に考慮する。 (A基準) 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額×0.5% (B基準) 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者 > 当該都道府県内の農業を主業とする者の数×3%
第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助	以下のいずれかに該当する災害。 (A基準) 林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。） > 全国生産林業所得（木材生産部門。以下同じ。）推定額×5% (B基準) 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額×1.5%かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの ① 一の都道府県内の林業被害見込額 > 当該都道府県の生産林業所得推定額×60% ② 一の都道府県内の林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額×1%
第12条 第13条 第15条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例 中小企業者に対する資金の融通に関する特例	次のいずれかに該当する災害。 (A基準) 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額×0.2% (B基準) 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額×0.06%かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額 > 当該都道府県の中小企業所得推定額×2%、又は、その中小企業関連被害額 > 1,400億円 ただし、火災の場合又は第12条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例措置が講ぜられることがある。

適用条項	適用措置	激甚災害指定基準（金額は当該年度のもの）
第16条 第17条 第19条	公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 私立学校施設災害復旧事業の補助 市町村施行の伝染病予防事業に関する負担の特例	激甚法第2条の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外。
第22条	罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	次のいずれかに該当する災害 （A基準）滅失住宅戸数が被災地全域で4,000戸以上 （B基準）次のいずれかに該当する災害。ただし、火災の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例措置が講ぜられることがある。 ① 滅失住宅戸数が被災地全域で2,000戸以上かつ、一の市町村内で200戸以上又は住戸戸数の10%以上のもの ② 滅失住宅戸数が被災地全域で1,200戸以上かつ、一の市町村内で400戸以上又は住戸戸数の20%以上のもの
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	① 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については、激甚法第2章の措置が適用される災害 ② 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については、激甚法第5条の措置が適用される災害。
	上記以外	その他、災害発生の都度、被害の実情に応じ個別に考慮

(2) 局地激甚災害指定基準（H28.2.9 最新改正）

適用条項	適用措置	局地激甚災害指定基準（金額は当該年度のもの）
<p>第2章 (第3条) (第4条)</p> <p>公共土木施設 災害復旧事業 等に関する特 別の財政援助</p>		<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>①(イ) 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 > 当該市町村の標準税収入×50% (査定事業費が1千万円未満のものを除く。)</p> <p>(ロ) 当該市町村の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額が2億5千万円を超える市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 > 当該市町村の標準税収入×20%</p> <p>(ハ) 当該市町村の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 > 当該市町村の標準税収入×20% + (当該市町村の標準税収入－50億円) ×60%</p> <p>ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く</p> <p>② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。)</p>
<p>第5条</p> <p>農地等の災害 復旧事業等に 係る補助の特 別措置</p>		<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>① 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 > 当該市町村の農業所得推定額×10% (災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。) ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p> <p>② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。)</p>
<p>第6条</p> <p>農林水産業共 同利用施設災 害復旧事業の 補助特例</p>		<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>① 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 > 当該市町村の農業所得推定額×10% (災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。) ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p> <p>② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。) ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該市町村の漁業被害額が当該市町村内の農業被害額を超え、かつ 当該市町村内の漁船等の被害額 > 当該市町村の漁業所得推定額×10% (漁船等の被害額が1千万円未満のものを除く。) ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p>

適用条項	適用措置	局地激甚災害指定基準（金額は当該年度のもの）
第11条 の2	森林災害復旧事業に対する補助	<p>当該市町村内の林業被害見込額（樹木に係るもの） > 当該市町村に係る生産林業所得推定額（木材生産部門）×1.5 （林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね0.05%未満のものを除く） かつ (1) 大火による災害にあつては、要復旧見込面積>300ha 又は (2) その他の災害にあつては、要復旧見込み面積 > 当該市町村の民有林面積（人工林に係るもの）×25%</p>
第12条 第13条	<p>中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例</p>	<p>中小企業関係被害額>当該市町村の中小企業所得推定額×10% （被害額が1千万円のを除く） ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p>
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第2章（第3条及び第4条）又は第5条の措置が適用される場合